

## 後期高齢者医療制度の財政措置に係る

### 要 望 書

平成20年4月からの新たな「後期高齢者医療制度」の実施に向け、島根県後期高齢者医療広域連合は、限られた時間の中、膨大な準備作業を精力的に行っている。中でも、広域連合と全市町村を結ぶ電算システムを構築することが喫緊の課題となっている。テスト開始は9月と迫っており、ネットワークの構築等の業務に職員は繁忙を極めている。

また、電算システム構築費等、準備に要する経費は相当多額となり、国による十分な財政措置が講じられなければ、分賦金を負担する市町村の財政を大きく圧迫することになる。

よって、後期高齢者医療制度を確実に実施するため、下記のことを強く国に要望する。

#### 記

- 1 電算システム構築に相当多額の支出が見込まれているので、超過負担が生じないように十分な補助金の交付を行うこと。
- 2 広域連合に派遣される職員の給与費については、十分な地方財政措置を行うこと。また、派遣市町村においては、今回の制度創設により新たに保険料徴収事務等が加わったため、結果、必要人員は減っていないので、引き続き同等の地方財政措置を行うこと。
- 3 準備及び今後の運営に必要な経費に対する市町村の分賦金については、十分な財政措置を行うこと。

平成19年7月

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬  
島根県後期高齢者医療広域連合会議長 立脇通也